

かぶしきがいしゃくう
株式会社QOO

たんきにゅうしょ
短期入所

グループホームくう

りょうけいやくじゅうようじこうせつめいしょ
サービス利用契約重要事項説明書

ほんじゅうようじこうせつめいしょ とうじぎょうしょ りょうけいやく ていけつ きぼう かた たい
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、
しゃかいふくしほうだい じょうおよ おおさかふしていしょうがいふくし じぎょうしゃ していなら してい
社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定
じょうがいふくし じぎょう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゅん さだ じょうれい へいせい
障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年
おおさかふじょうれいだい ごう だい じょう きてい もと とうじぎょうしょ がいよう ていきょう
大阪府条例第107号)」第10条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサ
ないよう けいやくじょう ちゅうい せつめい
ービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

とうじぎょうしょ りょうしや たい たんきにゅうしょ ていきょう
※当事業所では利用者に対して短期入所サービスを提供します。
とう りょう げんそく くんれんとうきゅうふひ しきゅうけってい う かた たいしょう
当サービスの利用は、原則として訓練等給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

もくじ
目次

1. 事業者の概要
2. 事業所の概要
3. サービスに係る施設・設備等の概要
4. 職員体制等について
5. サービス提供職員の配置状況
6. 主な職種の勤務体制
7. サービス提供の内容
8. 利用料金
9. 利用者の記録及び情報の管理等
10. 緊急時の対応
11. 苦情解決の体制及び手順
12. 虐待防止について
13. 事故発生時の対応方法について
14. 協力医療機関
15. 非常災害時の対策
16. ご利用についての留意事項
17. 第三者評価の実施状況について
18. サービスの提供開始予定年月日
- 別紙
「見守りカメラ運用規定」「重度化対応ケアに関する指針」

じぎょうしゃ がいよう
1. 事業者の概要

| | | | |
|--------------------------|---|--------------------|--------------|
| じぎょうしゃめいしょ 事業者名称 | かぶしきがいしゃくう 株式会社QOO | | |
| だいひょうしゃしめい 代表者氏名 | だいひょうとりしまりやく ふくい まみ 代表取締役 福井 真美 | | |
| しょざいち 所在地 | おおさかふかしわらしたなべにちょうめ ばんごう 大阪府柏原市田辺二丁目11番9号 | | |
| でんわばんごう 電話番号 | 072-945-5888 | ふあつくすばんごう FAX番号 | 072-945-5888 |
| ほうじんせつりつねんがっぴ 法人設立年月日 | れいわ ねん がつ にち 令和4年2月1日 | | |

じぎょうしゃ がいよう
2. 事業所の概要

| | | | |
|---|---|--------------------|--------------|
| じぎょうしゃ めいしょ 事業所の名称 | グループホームくう | | |
| じぎょうしゃ しゅるい 事業所の種類 | たんきにゅうしょ くうしょうりょうがた 短期入所(空床利用型) | | |
| かしわらししてい 柏原市指定 じぎょうしゃばんごう 事業者番号 | 2714600737 号 (令和5年12月1日指定) | | |
| しゅ たいじょうしゃ 主たる対象者 | しんたいじょうがいしゃ ちてきじょうがいしゃ せいしんじょうがいしゃ さいみまん もの のぞ 身体障害者・知的障害者・精神障害者(18歳未満の者を除く) しょうがいじ さいみまん しんたいじょうがいしゃおよ ちてきじょうがいしゃ 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者) | | |
| じぎょう もくとき 事業の目的 | りょうしゃ いしおよ じんかく そんちょう つね りょうしゃ たちば た てきせつ してい 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な指定 たんきにゅうしょじぎょう ていきょう かくほ 短期入所事業の提供を確保します。 | | |
| うんえいほうしん 運営方針 | りょうしゃ ちいき きょうどう じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むこ しんたいおよ せいしん じょうきょうなら きょうどうせいかつじゅうきよ とができるように、身体及び精神の状況並びに共同生活住居において にゅうよく はいせつおよ しょくじなど かいご そうだんなど しん てきせつ おこな 入浴、排泄及び食事等の介護、相談等の支援を適切に行います。 | | |
| じぎょうしゃ しょざいち 事業所の所在地 | おおさかふかしわらしこくぶほんまち ちょうめ ばんごう 大阪府柏原市国分本町7丁目8番62号 | | |
| でんわばんごう 電話番号 | 090-8446-3947 | ふあつくすばんごう FAX番号 | 072-945-5888 |
| じぎょうしゃ ていいん 事業所の定員 | めい 4名 | | |
| かんりしゃ 管理者 | ふくい てつろう 福井 徹郎 | | |
| かいせつねんがっぴ 開設年月日 | れいわ ねん がつ にち 令和5年12月1日 | | |
| くうじょうかつよう 空床活用の ほんたいじぎょうしょ 本体事業所 | きょうどうせいかんじょ 共同生活援助グループホームくう かしわらししてい ごう れいわ ねん がつ にちしてい 柏原市指定 2724600164号(令和4年8月1日指定) | | |

かか しせつ せつびなど がいよう
3. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

| | |
|--------------------|---|
| こうぞう めんせき 構造・面積 | もくぞう ぶき がいだて の ゆかめんせき 木造・スレート葺2階建 延べ床面積90.24m ² |
|--------------------|---|

(2) 主な設備

| 主な設備 おもせつび | てきよう 適用 | しつすうとう 室数等 | びこう 備考 |
|---------------|---------|------------|--|
| | 1階 居室 | 1室 | じどうかさいほうちき じえい こむてれび 自動火災報知機、J-COMTVチューナー、冷暖房機 |
| | 2階 居室 | 3室 | じどうかさいほうちき じえい こむてれび 自動火災報知機、J-COMTVチューナー、冷暖房機 |
| | 食堂 (居間) | 1室 | れいぞうこ しょつき 食器、ダイニングテーブル、テレビ、電子レンジ、 すいはんき ちょうりきぐ れいだんぼうき そうじき 炊飯器、調理器具、冷暖房機、掃除機など |
| | 浴室、脱衣室 | 1室 | せんなくき せんめんだい 洗濯機、洗面台、ドライヤー、洗面器、シャワーチェア |
| | 便所 | 1箇所 | ウォシュレット |
| | スタッフルーム | 1室 | やかんしえんとうたいきしつ かぎつきしょこ みまも 夜間支援等待機室、鍵付書庫、見守りカメラレコーダー |

4. 職員体制等について

(1) 各職員の職務の内容

| しょくしゅ 職種 | しょくむないよう 職務内容 |
|--------------------|---|
| かんりしゃ 管理者 | かんりしや しょくいんおよ ぎょうむ かんり いちげんでき おこな ほうれいとう 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に おいて規定されている短期入所の実施に關し、事業所の職員に対し じゅんしゅ ひつよう しきめいれい おこな 遵守させるため必要な指揮命令を行います。 |
| せわにん 世話人 | せわにん しょくじ ていきょう せいかつじょう そうだんおよ にゅうよくとう かいごとう 世話人は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、 せいかつしえんいん きょうどう てきせつ えんじょ 生活支援員と協同して、適切に援助します。 |
| せいかつしえんいん 生活支援員 | せいかつしえんいん しょくじ ていきょう せいかつじょう そうだんおよ にゅうよくとう かいごとう 生活支援員は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等につ いて、世話人と協同して、適切に援助します。 |
| やかんしえんいん 夜間支援員 | やかんしえんいん りょうしゃ じょうきょう おう ていじてき きょしつ じゅんかい でんわ 夜間支援員は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の しゅうじゆ ひつよう おう きんきゅうじ たいおうとう おこな 収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行います。 |
| かんごし 看護師 | (ア) しょくいん そうだんじょげん 利用者の健康状態を踏まえ、医療面からの適切な助言、援助 おこな を行います。 (イ) 協力医療機関や主治医への報告・連携 利用者の健康状態を協力医療機関や主治医等が共有でき るよう整備し、特に状態悪化時において協力医療機関や しゅじいとう れんらくちょうせいれんけい おこな 主治医等との連絡調整連携を行います。 |

| | |
|--|---|
| | <p>(ウ) 24時間連絡体制を確保</p> <p>じかん れんらく と そうだん ひつよう じ ほうもん しゅじいへ の連絡・連携が可能な体制を確保します。</p> |
| | <p>(エ) 重度化した場合の対応</p> <p>りょうしあ じゅうどか ばあい たいおう 利用者が重度化し、看取りの必要が生じた場合の対応を行います。</p> |

5. サービス提供職員の配置状況

| 職種 | 員数 | 常勤 職員 | 非常勤 職員 | 備考 |
|-------|------|----------|-----------|-----------------------------|
| 管理者 | 1名 | 1名 | | 世話人・生活支援員・夜間支援員 と兼務 |
| 生活支援員 | 4名以上 | | 4名以上 | 世話人・夜間支援員、看護師、 管理者と兼務 |
| 世話人 | 4名以上 | | 4名以上 | 生活支援員・夜間支援員、 看護師、管理者と兼務 |
| 夜間支援員 | 4名以上 | | 4名以上 | 生活支援員・世話人、看護師、 管理者と兼務と兼務 |
| 看護師 | 1名 | | 1名 | 世話人・生活支援員・夜間支援員 と兼務 |

6. 主な職種の勤務体制

| 職種 | 勤務体制 |
|-------|--|
| 管理者 | 基本 6:00～15:00 |
| 生活支援員 | 夕勤 18:00～19:00 夜勤 19:00～22:00 翌5:00～6:00 朝勤 06:00～09:00 日勤 09:00～18:00 (日中支援が必要なとき) |
| 世話人 | 夕勤 18:00～19:00 夜勤 19:00～22:00 翌5:00～6:00 朝勤 06:00～09:00 日勤 09:00～18:00 (日中支援が必要なとき) |
| 夜間支援員 | 夜勤 22:00～翌5:00 (見回り等緊急時支援あり) |
| 看護師 | 24時間オンコール体制 (必要に応じて勤務) |

7. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

| サービスの種類 | サービスの内容 |
|----------------|--|
| 利用者に対する相談 | 利用者及びその家族が希望する生活や利用者的心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。 |
| 食事の提供 | 食材宅配業者から食材を受とり、世話人・支援員がレシピ通りに調理し提供します。(食材料費及び食事に係る水光熱費は介護給付費対象外です) |
| 健康管理 | 毎朝夕、職員にてバイタルチェック(体温、血圧、脈拍)を行います。感染の恐れがある疾病に罹患された場合は、職員に必ずお伝えいただきますようお願いいたします。感染拡大防止として、利用を制限することがあります。 |
| 緊急時の対応 | 事故や疾病等の急変が生じた場合は、速やかに医療機関、家族(親権者・後見人等)への連絡を行うなど必要な措置を講じます。 |
| 日中活動の場等との連絡・調整 | 原則、日中は他福祉サービスを利用していただきます。詳細については相談支援事業所が作成するサービス利用計画書をご確認ください。必要に応じてサービス提供事業者と連絡調整を行います。 |
| 日常生活に必要な援助 | 食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行います。 |
| 夜間における支援 | 夜間ににおいて支援を行うものを配置し、就寝準備の確認、寝返りや排せつ等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。 |
| 送迎サービス | 利用者の心身の状況、ご家族等の状況から見て送迎が困難と認められ、利用者、ご家族等が希望される場合は送迎を行います。 |

(2) 介護給付費対象外サービス内容

| 項目 | 金額 | 備考 |
|-------|--|------------------------------------|
| 食費 | 朝食 200円 (うち食材料費100円) 夕食 650円 (うち食材料費400円) | 日中支援や外食の際は事前にご連絡の上、昼食代をご請求させて頂きます。 |
| 光熱水費 | 350円／1日につき | 1泊2日は2日分(700円)となります |
| 日用品費等 | 200円/1回 | トイレットペーパー、ティッシュペーパー等 消耗品費、他 |
| 寝具使用料 | 400円/1回 | 施設での貸出を希望された場合 |

| | | |
|--|---------|----------------|
| 寝具一式洗濯料 | 200円/1回 | 施設の寝具を使用された場合 |
| 衣服等洗濯費 | 100円/1回 | 施設での洗濯を希望された場合 |
| 送迎サービスの提供に係る費用 | | |
| 事業所から5キロメートル未満 | みまん | 200円 (片道1回につき) |
| 事業所から5キロメートル以上10キロメートル未満 | みまん | 300円 (片道1回につき) |
| ※事業所から10キロメートル以上は遠方の為、サービスの対象外とさせて頂きます | | |
| キャンセル料 | | |
| 前日までのご連絡の場合、キャンセル料は不要です。 | | |
| 前日までにご連絡がない場合、利用料全額を請求いたします。 | | |
| ※利用者の病状の急変や急な入院等の場合はキャンセル料は請求いたしません | | |

(3) ご利用中のおおまかな流れ

| 時間 | 平日 | 時間 | 休日等 |
|----------|------------------------|----------|-----------------------|
| 17:00前後 | 日中活動事業所より入所 | 16:30前後 | 日中活動事業所より入所 |
| 18:30前後 | ご自宅へお迎え・入所 | 17:30前後 | ご自宅へお迎え・入所 |
| 入所～19:00 | バイタルチェック・自由時間 | 入所～19:00 | バイタルチェック・自由時間 |
| 19:00 | 夕食 | 19:00 | 夕食 |
| 食後～20:30 | 自由時間 | 食後～20:30 | 自由時間 |
| 20:30 | 入浴 | 20:30 | 入浴 |
| 21:30 | 口腔ケア・就寝準備 | 21:30 | 口腔ケア・就寝準備 |
| 22:00 | 共有部消灯 | 22:00 | 共有部消灯 |
| 6:30 | 起床・バイタルチェック | 自由起床 | 起床・バイタルチェック |
| 6:45 | 朝食 | 7:30前後 | 朝食 |
| 食後～7:40 | (学校がある) 自由時間・荷物準備 | 食後～8:50 | 自由時間・荷物準備 |
| 食後～8:50 | (日中活動がある) 自由時間・荷物準備 | 食後～午後 | 自由時間・昼食・余暇活動 |
| 7:50 | 学校に送迎 | 9:00 | ご自宅に送迎 |
| 9:00 | 日中活動事業所による送迎 | 午後 | 昼食・余暇活動終了後に ご自宅に送迎 |

8. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払い頂きます。（定率負担又は利用者負担額と言います。）

なお、定率負担又は利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2)介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

ア 前記(1)の利用者負担額は、1ヶ月ごとに計算し利用月の翌々月に御請求します。

イ 前記(2)の料金は、利用終了後に都度現金にてお支払い頂きます。

上記ア・イのご請求については請求書をお渡し致しますので、現金にて直接お支払い頂くか下記の口座へお振込み下さい。尚、振込手数料はご負担願います。

【振込先】

| | | |
|---------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| おおさか 大阪シティ信用金庫 普通預金 | しんようきんこ 国分支店 (店番106) 1031170 | こくぶしてん てんばん カ) クウ |
|---------------------------|------------------------------------|-------------------------|

かいごきゅうふひたいしょう ないよう りょうきんひょう れいわねんがつ てきよう
 介護給付費対象サービス内容の料金表（令和7年1月より適用）

| 項目 | 利用料 | 利用者負担額 | 内 容 |
|---|--|--------|---|
| 福祉型短期入所サービス費 (Ⅰ) 区分6 区分5 区分4 区分3 区分1及び区分2 | 9,562円/日 8,122円/日 6,713円/日 6,039円/日 5,273円/日 | 左記の1割 | (障害者) 1日を通して短期入所のみを利用する場合 |
| 福祉型短期入所サービス費 (Ⅱ) 区分6 区分5 区分4 区分3 区分1及び区分2 | 6,236円/日 5,459円/日 3,294円/日 2,486円/日 1,792円/日 | 左記の1割 | (障害者) 短期入所を利用する日に日中活動系サービス等を利用する場合、または午前のみおよび、午後からサービス提供を行う場合 |
| 福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ) 区分3 区分2 区分1 | 8,122円/日 6,371円/日 5,273円/日 | 左記の1割 | (障害児) 1日を通して短期入所のみを利用する場合 |
| 福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ) 区分3 区分2 区分1 | 5,459円/日 2,890円/日 1,792円/日 | 左記の1割 | (障害児) 短期入所を利用する日に日中活動系サービス等を利用する場合、または午前のみおよび、午後からサービス提供を行う場合 |
| 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) | 2,797円/日 | 左記の1割 | 緊急に短期入所を受ける必要があるものを受け入れた場合に算定 |
| 重度障害児・障害者対応支援加算 | 310円/日 | 左記の1割 | 区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3の利用者を、利用者数の100分の50以上受け入れた場合に算定 |
| 短期利用加算 | 310円/日 | 左記の1割 | 利用を開始した日から1年間の計30日について算定 |
| 重度障害者支援加算(Ⅰ) 重度障害者支援加算(Ⅱ) | 518円/日 310円/日 | 左記の1割 | 受給者証に記載のある方が対象。実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合 (Ⅰ)+1,036円/日 (Ⅱ)+725円/日 |
| 医療連携体制加算(Ⅸ) | 404円/日 | 左記の1割 | 看護師を1名以上確保し、24時間連絡できる体制及び重度化した場合の対応に係る指針を定めて利用者に同意を得た場合 |
| 送迎加算 | 1,926円/日 | 左記の1割 | 居宅と事業所との間の送迎を行った場合に算定(片道につき) |
| 利用者負担上限額管理加算 | 1,554円/日 | 左記の1割 | 事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定 |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) | 加算合計の 15.9% | 左記の1割 | 基本サービス費及び各加算の合計に1000分の159を乗じて算定 |

9. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡等において情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時の対応

| | |
|--------------------------|--|
| 利用者かかりつけ 医療機関 | 医療機関名： 所在地： 電話番号： 診療科： 主治医： |
| 緊急連絡先① | 連絡先名称： 本人との関係： 住所・携帯電話： 連絡可能時間帯： その他注意点： |
| 緊急連絡先② | 連絡先名称： 本人との関係： 住所・携帯電話： 連絡可能時間帯： その他注意点： |

- (1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合あるいは事故が発生した場合、その他必要な場合は、利用者の身体及び生命の安全の確保を最優先に行い、速やかに利用者の主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先及び関係各機関にも連絡を行います。

(2) 身体拘束等の適正化に関する事項

- ① 事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- ③ 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、当該利用者及びその家族等に説明することとします。
- ④ 事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとします。
- ⑤ 事業者は、身体拘束等の適正化のための指針を整備することとします。
- ⑥ 事業者は、従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとします。

1.1 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した短期入所に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【当事業所相談窓口】のとおり）
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
 - ② 対応に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（その旨を翌日までに連絡します。）
 - ③ 当事業所において、処理し得ない内容についても、適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処します。

苦情等申立先

| | |
|------------------------|--|
| 当事業所 相談窓口 | (グループホームくう) 090-8446-3947 (事務所) 072-945-5888 (FAX) 072-945-5888 (メール) info@q-o-o.com 苦情解決責任者：福井 啓郎 |
| 柏原市役所 障害福祉課 | しょざいち　おおさかふかしわらしあんどうちょう 所在地：大阪府柏原市安堂町 1-55 電話番号：072-972-1507 |

| | |
|---|---|
| <p>りようしやじゅきゅうしょう 利用者受給証を はっこう しくちょうそん 発行している市区町村</p> | |
| <p>おおさかふしあいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会</p> <p>うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会</p> <p>ふくし くじょうかいけついいんかい 福祉サービス苦情解決委員会</p> | <p>しゃかいふくしほうじん おおさかふしあいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会</p> <p>しょさいち おおさかしちゅうおうくなから ちょうめ ばん ごう 所在地：大阪市中央区中寺1丁目1番54号</p> <p>おおさかしゃかいふくしきどう ない 大阪社会福祉指導センター内</p> <p>(電話番号) 06-6191-3130</p> <p>(FAX) 06-6191-5660</p> <p>受けつけじかん げつ きんようび しゆくじつ のぞ 受付時間 月～金曜日（祝日を除く）</p> <p>ごぜん じ ごごじ 午前10時～午後4時</p> |

12. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、
障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

| | |
|---|---|
| <p>ぎやくたいぼうし 虐待防止・身体拘束の 禁止に関する相談窓口</p> | <p>(グループホームくう) 090-8446-3947 (事務所) 072-945-5888 (FAX) 072-945-5888 (メール) info@q-o-o.com 虐待防止に関する責任者：福井 徹郎</p> |
|---|---|

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

| | |
|--|---|
| かしわらし ふくし 柏原市 福祉こども部 ふくしきどうかんさか 福祉指導監査課 | しょざいち おおさかふかしわらしあんどうちょう 所在地：大阪府柏原市安堂町 1-55 でんわばんごう 電話番号：072-971-5202 |
| おおさかしふくしきよく 大阪市福祉局 しよう しゃしきくぶ 障がい者施策部 うんえいしきどうか 運営指導課 | しょざいち おおさかふおおさかしちゅうおうせんばちゅうおう ちようめ 所在地：大阪府大阪市中央区船場中央3丁目 1-7-331 せんば 船場センタービル 7号館3階 でんわばんごう 電話番号：06-6241-6527 (ガイダンス①) |
| ほけんかにゅう 保険加入 | じこそな そんがいばいしょほけん かにゅう 事故備えて損害賠償保険に加入しています。 ほけんかいしゃめい みついすみともかいじょうかさいほけんかぶしきがいしゃ 保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 ほけんないよう ふくしじぎょうしゃそうごうばいしょうせきにんほけん 保険内容：福祉事業者総合賠償責任保険 ほしょう がいよう しせつ ぎょうむ せいさんぶつ じこなど ほしょう 保障の概要：施設、業務、生産物の事故等の補償 |

14. 協力医療機関

| | |
|--------------------|--|
| いりょうきかんめい 医療機関名 | ないかしょかき ほりもと内科消化器クリニック |
| しょざいち 所在地 | おおさかふかしわらしこくぶにし ちようめ 大阪府柏原市国分西1丁目4-49 |
| でんわばんごう 電話番号 | 072-976-6060 |
| しんりょうか 診療科 | ないか しょうかまないか 内科、消化器内科 |

15. 非常災害時の対策

| | |
|-------------------------|---|
| ひじょうじ たいおう 非常時の対応 | べっと まだ しょぼう ほうさいけいかくしょ たいおういた 別途に定める、消防・防災計画書により対応致します。 |
| しょぼう ぼうさいせつび 消防・防災設備 | じどうかさいほうちき ゆうどうとう せつち ・自動火災報知機、誘導灯を設置しています。 など ぼうえんせいのう しょ ・カーテン等は防炎性能のあるものを使用しています。 あいえいち でんじゆうどうかねつしき ちょうりき しょ ・キッチンはIH(電磁誘導加熱式)調理器を使用しています。 しんさいなど そな しょくりょう いんりょうすい びちく かく かぶん ・震災等に備えて食糧、飲料水を備蓄しています。(各3日分) |
| へいじ くんれん 平時の訓練 | べっと まだ しょぼう ほうさいけいかくしょ のつと ねん かい ひなん ほうさい 別途に定める、消防・防災計画書に則り、年2回、避難・防災 くんれん りょうしや かた さんか じっし 訓練を利用の方も参加して実施します。 |
| しょぼうけいかく 消防計画 | しょぼうしょ とどこでひ れいわ ねん がつ にち 消防署への届出日：令和4年5月27日 ぼうかかんりしゃ ふくい てつろう 防火管理者：福井 徹郎 |
| ほけんかにゅう 保険加入 | さいかい そな そんがいばいしょほけん かにゅう 災害に備えて損害賠償保険に加入しています。 ほけんかいしゃめい みついすみともかいじょうかさいほけんかぶしきがいしゃ 保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 ほけんないよう ふくしじぎょうしゃそうごうばいしょうせきにんほけん 保険内容：福祉事業者総合賠償責任保険 ほしょう がいよう しせつ ぎょうむ せいさんぶつ じこなど ほしょう 保障の概要：施設、業務、生産物の事故等の補償 |

16. ご利用についての留意事項

①食事

- ・食器類は準備していますが、特殊食器が必要な方は各自でご用意してください。

②入浴・整容

- ・洗面器、シャワーチェアは備え付けています。
- ・ドライヤーは準備していますが、電動シェーバーは各自でご用意してください。

③排泄

- ・オムツ、パッド等は各自でご用意してください。

④洗濯

- ・共用の洗濯機を使用していただきます。
- ・洗濯ばさみ、ハンガー、物干し等の洗濯用品は事業所のものを使用致します。

⑦娯楽、家電製品のご使用について

- ・家電製品の持ち込みは必ずご相談ください。(熱源機器の使用不可)
- ・ゲーム機、タブレットなどの音量はほかの利用者の迷惑にならないよう十分配慮願います
- ・ゲーム機、タブレットなどの使用により睡眠不足など明らかに体調を崩される可能性がある場合は使用の制限をお願いさせていただくことがあります。
- ・敷地内も含め禁煙です。また風紀を乱すような娯楽はご遠慮願います。

⑧その他

- ・共用部の見守りカメラ設置については別紙「見守りカメラ運用規定」をご確認下さい。
- ・利用者のご家族等の来訪は自由ですが、職員に事前にご連絡下さい。
- ・来訪の方で他利用者に恐怖感を与えたる、生活権を侵害するような場合は、出入りを禁じさせていただきます。
- ・金銭や私物の貸し借り、販売活動、各種団体への勧誘、政治活動の強要などは一切禁止いたします。
- ・故意による建物、設備などの破損については、修理費用など弁済が発生いたします。
- ・事業所見学対応の一環として、事業所内や支援の場面を見学者に見て頂くことがあります。

17. 第三者評価の実施状況について

| | |
|-------------|---------------|
| 実施の有無 | なし (実施していません) |
| 実施した直近の年月日 | なし |
| 実施した評価機関の名称 | なし |

18. サービスの提供開始予定年月日

| | |
|---------------|----------|
| サービス提供開始予定年月日 | 令和 年 月 日 |
|---------------|----------|

「見守りカメラ運用規定」

1 趣旨

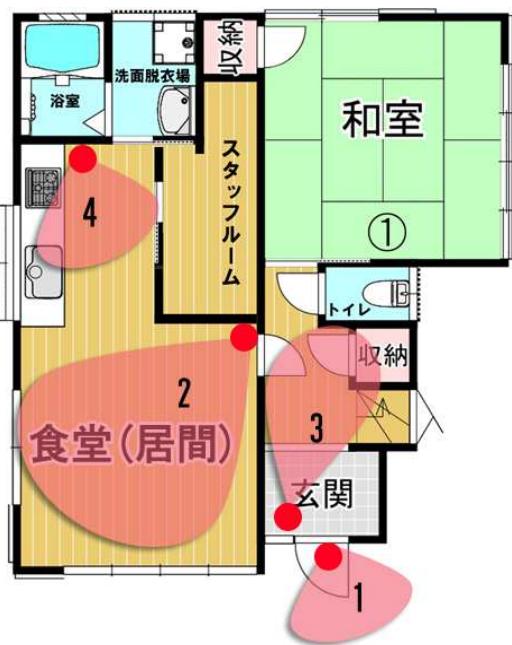
この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、株式会社QOOが設置する見守りカメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図る。

2 設置目的

見守りカメラは、施設の利用者及びスタッフの事故防止のために設置する。

3 設置・撮影の場所等

(1) 設置・撮影の場所及び設置台数

| | |
|---------------------|--|
| 設置場所 | 大阪府柏原市国分本町7丁目8番62号 施設共有部 |
| 設置台数 | 4台 |
| 設置図面 および 撮影範囲 |  |



(2) 設置・撮影の同意

見守りカメラの設置・撮影に関して、施設の利用者及びスタッフの同意を得る。

4 管理責任者

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。
(2) 管理責任者は、株式会社QOO 福井徹郎とする。

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置は、スタッフルーム内に設置し、管理責任者が適正に管理する。
また、管理責任者が許可した者以外はデータを取り出し、閲覧することはできない。

(2) 保存期間

保存期間は、約30日間とする。

(3) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去する。

6 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。

また、次の場合を除き第三者に提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 施設の利用者及びスタッフの生命、身体及び財産の安全の確保のために
緊急の必要性がある場合。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、
協力する必要がある場合。

(2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行ふとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的、理由、画像の内容等を記録しておく。

(附則)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年10月13日から施行する。

れいわ
年
月
日

短期入所の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を

おこな こうふ
行い交付しました。

事業者名

おおさかふかしわらしたなべにちょうめばんごう
大阪府柏原市田辺二丁目11番9号

かぶしきがいしゃくう
株式会社QOO

だいひょうとりしまりやくふくいまみいん
代表取締役 福井 真美 印

事業所名

たんきにゅうしょ
グループホームくう(短期入所)

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から短期入所の提供及び利用について、重要事項の説明を確かに受けました。また、別紙「見守りカメラ運用規定」を確認し、見守りカメラの設置・撮影についても説明を確かに受けました。

りょうしゃ
利用者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

りょうしゃ しんけんしやまた
利用者の親権者又は

こうけんにんとう
後見人等

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

ぞくがら
続柄

短期入所（ショートステイ）における重度化対応指針

もくじき

■ 目的

たんきにゅうしょ りよう なか りょうしゃ びょうじょう じゅうどか じょうたい あっか かれい ともな へんか むか
短期入所サービスをご利用いただく中で、利用者が病状の重度化や状態の悪化、あるいは加齢に伴う変化を迎える場合でも、適切な対応を行い、安心して滞在できる環境を提供することを目的とします。また、医療機関やご家族と協力し、利用者が可能な限り望ましい形で過ごせるよう支援します。

■ 重度化した状態の判断基準

しゅじい いりょうせんもんしょく はんだん もと いか ぱあい じゅうどかたいおう おこな
主治医または医療専門職の判断を基に、以下の場合に重度化対応を行います。

1. 病状が急激に進行した場合（例：がんの進行、多様な疾患の悪化など）。
2. 老衰や身体機能の著しい低下が認められる場合。
3. その他、状態の急激な変化が発生した場合。

■ 基本的な対応姿勢

1. 疼痛・苦痛の軽減：医療機関や看護師と連携し、可能な限り疼痛や苦痛を軽減する。
2. 利用者の意思尊重：本人の意思やご家族の希望を尊重し、安心して過ごせる環境を整える。
3. 環境維持：なじみのある環境で生活を継続できるよう配慮する。

■ 医療連携体制

1. 医療機関との連携：主治医や協力医療機関との密な連携を通じて、適切な医療対応を提供。
2. 看護体制：必要に応じて看護師が訪問し、状態変化に応じた支援を行う。

■ ご家族との連携

じゅうどか たいおう すす かぞく しんらいかんけい こうちく いか じっし
重度化への対応を進めるにあたり、ご家族との信頼関係を構築し、以下を実施します。

- ご利用中の状況や状態変化についての適時報告。
- ご家族の意向に基づいたケア方針の決定。

■ 職員の教育と研修

- しょくいん てきせつ たいおう いか すいしん
職員が適切に対応できるよう、以下を推進します。
1. 定期研修の実施：重度化や終末期ケアに関する知識と技術の向上。
 2. 医療専門職との連携強化：専門家からの指導を通じたスキルアップ。

■ 緊急時対応

きんきゅうじたい はっせい ぱあい いか なが たいおう
緊急事態が発生した場合には、以下の流れで対応します。

1. 主治医や看護師へ速やかに連絡し指示を仰ぐ。
2. 必要に応じて、協力医療機関と連携し、適切な処置を実施。
3. ご家族に状況を速やかに報告し、意思確認を行う。

かぶしきがいしゃくう
株式会社QOO

だいひょうとりしまりやくふくいまみ
代表取締役 福井 真美

たんきにゅうしょ
グループホームくう(短期入所)

せつめいしやしめい
説明者氏名 _____

じょうき とお じゅうどかたいおう かん ししん せつめい たし う
上記の通り「重度化対応ケアに関する指針」の説明を確かに受けました。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りょうしゃしめい
利用者氏名

印

だいひつしやしめい
代理人または代筆者氏名

印